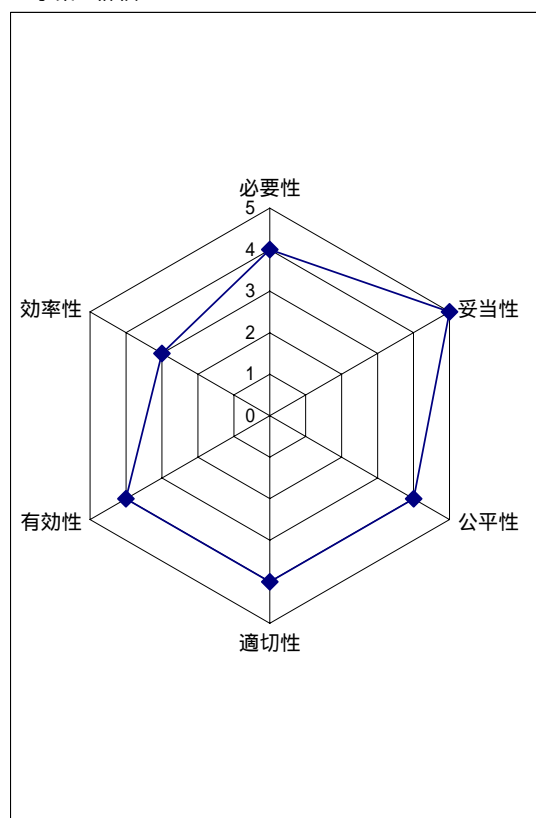


事務事業名	防火水槽新設事業	担当部局	市長部局 市民生活部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	防災交通課
施策体系	安全で快適な暮らしづくり(消防・地域防災)	担当係名	消防防災係
施策	防災都市づくりを推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	住宅密集地等が増える中、消防水利である防火水槽・消火栓等を整備し、火災を最小限に抑えることで、市民の生命・財産を守るため、消防水利の充実強化を図ることにより、地域の防火能力の向上と防災体制の確立を図る。		
事業の期間(開始/終了)	年 月 / 年 月		
根拠法令、条例、規則など	消防法		
事業が対象としている人(モノ)	防火水槽設置数	充足率	
具体的な活動内容	設置要望及び整備指針から設置の必要性を協議し、関係部局と現地を確認をする。		
	工事の設計・積算・入札・契約。		
	工事の検査及び水張り。		
	実績報告及び台帳記載。		
事業の成果	主として地下に構造物を設置し、その内部に水を溜め、火災時の消化用水利として使用する。		
	火災による被害を最小限に抑えるために、防火水槽等の整備を図る。		
	消防水利の充足率を高めることが出来、防火能力の向上と防火体制の確立が図られている。		
	防火水槽等の整備については、震災時の大規模災害においても効果を発揮するものであり整備不可欠である。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 年度ごとに、住宅密集地が増える中、消防水利である防火水槽・消火栓等を整備し、火災発生を最小限に食い止め、市民の生命・財産を守ることから必要性は高い。また、充足率から見ると100%に達していないため、防災体制を目指す上でも高い。
	5 行政以外にはできない事業である 消防法によると、消防水利の基準において、市町村の消防に必要な最小限度の水利について定めなくてはならないとされている。また、設置等の義務についても、消防法20条第2項において、消防に必要な水利施設は市町村がこれを設置し、維持管理するものとされているため、行政以外にはできない事業である。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 充足率(現有水利数/消防水利基準数)からみると、92.4%となっている。よって、火災による被害を最小限に抑えるための消防水利施設の整備は概ね提供できている。
	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 防火水槽の整備については、市街地・住宅密集地区を中心にニーズが高い。特に地区内で火災が発生した場合、あるいは近隣において火災が発生した場合の水利の確保について市民の関心が高く、事業の推進を強く希望されている。また、要望書として提出される場合もある。そのため、必要性を認識し現地調査を行って設置している。
有効性	4 概ね目標水準に達している 総合計画での設置予定数は達しており、現在の充足率は92.4%と防火水槽について、水利不足地域の解消並びに震災時の消火栓の代替として有効に活用できるよう計画的に設置されている。
	3 どちらとも言えない 設置場所、条件等により工法の選択をして、コストの効率化を図っている。

総合評価	火災を最小限に抑えることで、市民の生命・財産を守るための水利施設(防火水槽)の設置については、なお一層の促進が必要であり、今後も継続的に進めなければならない。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	消防水利の整備は、地域の財産・生命を火災から守る上で重要な事業である。よって、無水利地区及び住宅密集地等への整備を計画的に推進する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	安心で安全な街づくりを推進する為にも、人口密集地対には防火用水等、消防水利の整備が必要である。この事業については年次計画により推進する。			